

社則番号	定 款	改正年月日
S O I I O I O		2020 年 6 月 23 日

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、フジオーゼックス株式会社と称する。

② 英文では FUJI 00ZX Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 輸送用機械器具、原動機及び汎用機その他一般機械器具関連部品の製造、販売、検査及び技術提供
2. 鋼材の加工及び加工製品の販売
3. 工作機械、各種機械設備の設計、製作、売買、改造、修理、賃貸借、保全及び据付工事請負
4. 前各号に係る治工具、装置、部品及び用品の製造、販売、検査、修理及び技術提供
5. 一般区域貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、一般旅客自動車運送事業、荷役業及び倉庫業
6. 生命保険の募集、損害保険代理店業務
7. 売店及び食堂の経営並びに一般給食業務
8. 不動産の売買、賃貸借および管理
9. 衛生・福祉・介護及び宿泊に関連するサービス業
10. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集・運搬及び処理業
11. 施設、建物、建物付属設備及び緑地に係る清掃、警備、保安、保守及び管理業務
12. 農産物の生産、加工及び販売
13. 土木建築工事の請負
14. 防災用品、日用雑貨、食品・飲料水等の物品販売
15. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を静岡県菊川市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は4,000,000株とする。

(自己の株券の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(総会の招集者)

第 14 条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、予め定められた順序に従い他の取締役がこれを招集する。

(総会の議長)

第 15 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、予め定められた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、この場合は、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に差出さなければならない。

(総会の決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(総会の議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の監査等委員でない取締役は 15 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は 7 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

③ 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は他の監査等委員でない取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

② 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定められた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意あるときは、前項の規定にかかわらず招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(役付取締役の職務)

第 26 条 取締役社長は取締役会の決議を執行し、会社全般の業務を統理する。

② 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して日常業務を執行する。

③ 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、予め定められた順序に従い他の取締役がその職務を代行する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する事ができる。

② 当会社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。

(顧問および相談役)

第 33 条 当会社は、取締役会の決議をもって顧問および相談役若干名を置くことができる。

② 顧問および相談役の任期は 1 年とする。

第 5 章 監査等委員および監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、前項の規定にかかわらず招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間および利息)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 92 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任の免除および当該損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第 4 2 条の定めるところによる。

(沿 革)

昭和 26 年 12 月 21 日制定

昭和 38 年 11 月 29 日改正

昭和 42 年 5 月 29 日改正

昭和 45 年 6 月 1 日改正

昭和 46 年 5 月 29 日改正

昭和 50 年 5 月 29 日改正

昭和 52 年 6 月 30 日改正

昭和 57 年 6 月 30 日改正

平成 2 年 6 月 29 日改正

平成 3 年 6 月 28 日改正

平成 4 年 6 月 29 日改正

平成 4 年 11 月 26 日改正

平成 5 年 6 月 29 日改正

平成 6 年 6 月 29 日改正
平成 7 年 6 月 29 日改正
平成 10 年 6 月 26 日改正
平成 12 年 6 月 29 日改正
平成 14 年 6 月 27 日改正
平成 15 年 6 月 27 日改正
平成 16 年 6 月 29 日改正
平成 17 年 6 月 29 日改正
平成 18 年 6 月 29 日改正
平成 21 年 6 月 25 日改正
平成 23 年 6 月 28 日改正
平成 24 年 6 月 26 日改正
平成 27 年 6 月 24 日改正
平成 29 年 6 月 23 日改正
2020 年 6 月 23 日改正